

《第2回 池袋派遣村学習会》

裏面もみてね!

がんばっても…がんばっても…



ここが問題! ブラック企業

~「うちの会社、どう考えてもブラックだけど仕方ない…」

とあきらめていませんか?~

- えっ『知らない』だけで損しちゃう!?
- そもそも労働者の権利って?
- 日本と世界、基準のあまりにも大きな違いとは

☆講師：田村優介（弁護士・城北法律事務所）☆

2014年 **10月2日** (木) 午後 **18:30** 開始

会場：豊島区立生活産業プラザ 8F 多目的ホール【地図は下記です】

参加費：300円（資料代として）

* 事前申込みは不要です

池袋派遣村の活動報告も行います

私たちは計12回の取組みの中で、さまざまな相談を中心に、生活保護の同行申請、衣服の提供等を行ってまいりました。

今後も、意外と身近にある貧困問題に対して、さまざまなアプローチを行っていく予定です。



連絡先：池袋派遣村実行委員会（城北法律事務所内）

電話 03-3988-4866

労働条件は、これ以下ではいけない！
一番基本的な法律（労働基準法）をチ
ェックしてみましょう。

みなさんやお知り合いの職場は大丈
夫かな??



そうだったのか!



- ・週に1日は休日を与えなければならない
- ・1日8時間または週40時間を超えたら、1.25倍の賃金を支払わなければならない
- ・半年働いたら有給休暇を10日間与えなければならない（以降、1年ごとに11日、12日・・・と増えていく）
- ・6時間を超える場合は45分の休憩、8時間を超える場合は1時間の休憩を与えなければならない
- ・未払の賃金（残業代等）は後日でも請求できる（時効2年）

これはパートやアルバイトの方も適用されます!
(有給休暇については労働時間によります)
☆知り合いにもおしえてあげよう☆

